平成２６年（フ）第３０７号
宮崎市恒久１丁目４番地15　奥野アパートＢ棟202号
債務者　藤岡　雅文
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３０９号
宮崎市高松町４番９号　高松マンション503号、前住所東京都昭島市拝島町１丁目８番30号　レオパレスＮＥＫＯ101号
債務者　益田　弘美（旧姓南谷）
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第９７号
宮崎県延岡市緑ケ丘４丁目16番８号、前住所宮崎県延岡市鯛名町519番地25
債務者　上木美知代
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第２３５号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯１丁目17番２－315号、申立時の住所鹿児島県鹿児島市星ケ峯４丁目32番49－42号　市住4942
債務者　冨森　崇嗣
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３５８号
沖縄県那覇市字松川360番地２　ニューコーポ新生102
債務者　知念　保子（旧姓城間）
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１６４０号
札幌市東区中沼西５条２丁目６番６号
債務者　大石　浩貴
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８８０号
札幌市北区新川１条５丁目２番24号　コーポ村上Ｂ102号
債務者　村口由美子（旧姓北川・伊東・橋本）
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８９７号
札幌市手稲区前田９条11丁目３番55号　小林マンションＡ－２号
債務者　神馬　良治
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９２１号
札幌市清田区里塚３条４丁目１番10号
債務者　中島　　勉
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９４６号
札幌市手稲区前田５条11丁目１番25号　369ハイツ207号
債務者　炭本　英明
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９９９号
札幌市厚別区青葉町15丁目11番１号
債務者　小林　光昌
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０３８号
札幌市東区北47条東18丁目１番25号　セピア栄町101号
債務者　風間　恵美
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０５４号
北海道江別市文京台１番地の５　ハイソ雄北413号
債務者　深澤　弥玲
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０９６号
札幌市東区北22条東18丁目４番22号　ラーラ22―201号
債務者　及川　直樹
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０９７号
札幌市白石区菊水元町８条２丁目６番１号　オーシャンビレッジ菊水307号
債務者　立花　恵美
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１０１号
札幌市西区発寒８条７丁目10番８号　マリオンコート発寒中央205号
債務者　野上　龍二
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部